

令和3年度相談支援従事者指導者養成研修

地域づくりと地域援助技術

沖縄大学人文学部福祉文化学科

教授 島村 聡

(おきなわ障がい者相談支援ネットワーク)

令和3年9月

本科目のねらい

- 現任レベルの相談支援専門員には、地域の生活者としての本人や家族の課題を地域の関係の中で解決する姿勢が求められる。
- また、主任レベルにはそれらの実践を踏まえて、現任者の育成や地域の相談支援体制づくりの力量が求められる。
- 両レベルに合わせて、どのように地域づくりと地域援助技術の意義と方法を伝えるのかが本講の目的である。

本科目の獲得目標

- 地域づくりと地域援助技術について、その背景、定義、意義と機能を理解する。
- その実践概念としてのコミュニティ・ソーシャルワークについて、展開方法の概要を理解する。
- 上記について、各都道府県における研修でどのように伝えるかについて、具体的なポイントを理解する。

講義内容

- 1 コミュニティ・ソーシャルワークに関する用語の定義や意義
- 2 なぜ「地域づくり」が重要なのか
- 3 「地域づくり」に求められる仕組み
- 4 ジェネラリスト・ソーシャルワークの意義
- 5 多職種協働が必要となる理由
- 6 地域共生社会と地域援助技術

1 コミュニティ・ソーシャルワークに関する用語の定義や意義

ポイント

- 1 用語を曖昧に捉えている受講者に対し、詳しい意義よりも、違いを明確にして伝えること
- 2 大橋と岩間の定義がある程度理解できることを目安にする

1-(1)-1 コミュニティ・ソーシャルワークに関する用語の定義や意義1

岡村重夫「一般コミュニティ」と「福祉コミュニティ」

地域組織化、支える側と支えられる側の分化

大橋謙策「ケアリングコミュニティ」

ケアの双方向性、相互に成長していくプロセス

SDGs「社会的包摂＝ソーシャル・インクルージョン」

排除されない社会。人々すべてが社会に参画する機会を持ち、それぞれの経験や能力、考え方が認められ、主体性をもって生きている状態＝社会的連帯

1-(1)-2 コミュニティ・ソーシャルワークに関する用語の定義や意義2

コミュニティワーク(ソーシャルワーク技術の一つ)

社会的正義や社会的不平等に関わる問題に対して、地域住民を組織化し、その解決を図っていく

コミュニティ・ソーシャルワーク(理念であり実践思想)

サービスへのアクセスと効率性をより高めることを意識しつつ、個々のサービス利用者のニーズを丁寧に満たす方法を模索する

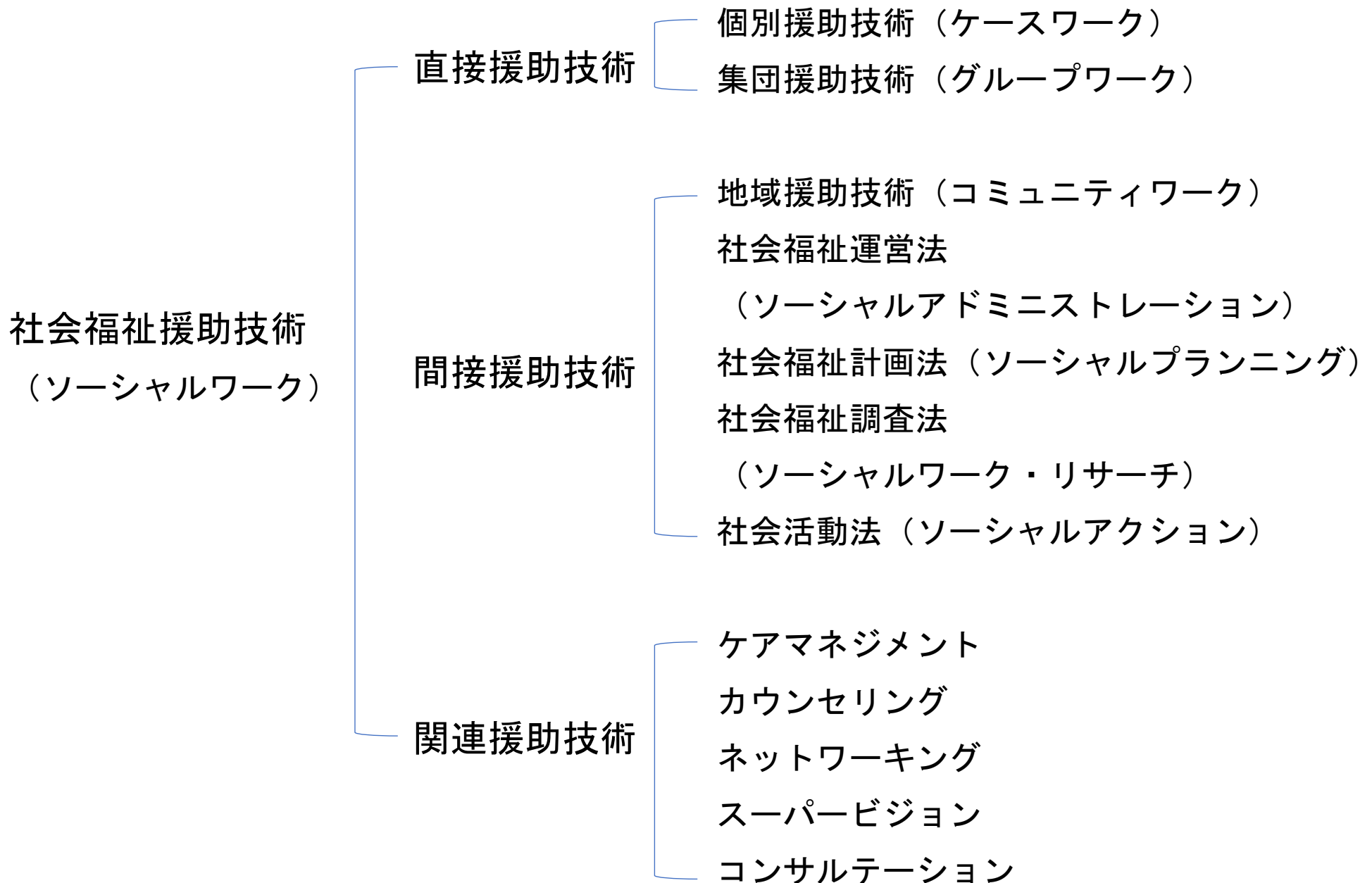
地域を基盤としたソーシャルワーク(SWの概念)

利用者を中心に地域住民との関わりを志向したソーシャルワーク

ジェネラリスト・ソーシャルワーク(CSWで使われる技術)

社会福祉援助技術すべてを動員して利用者中心のエンパワメントを支援

1-(1)-3 参考 社会福祉援助技術の体系



1-(2)-1 大橋による定義

地域において個別支援と地域組織化を統合化させる実践である。地域自立生活上サービスを必要としている人に対し、ケアマネジメントによる具体的援助を提供しつつ、その人に必要なソーシャルサポート・ネットワークづくりを行い、かつその人が抱える生活問題が同じように起きないように福祉コミュニティづくりとを**統合的に展開する**、地域を基盤としたソーシャルワーク実践である(大橋謙作2005)。

「コミュニティソーシャルワークの機能と必要性」地域福祉研究33

1-(2)-2 岩間による定義

ジェネラリストソーシャルワーク※を基礎理論とし、地域で展開する総合相談を実践概念とする、個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を**一体的に推進すること**を基調とした実践理論の体系である（岩間伸之2011）。

※ケースワーク、グループワーク、コミュニティワークを統合した援助技術

「市民後見人とは何か 権利擁護の地域福祉の新たな担い手」社会福祉研究113

2 なぜ「地域づくり」が重要なのか

ポイント

- 1 「地域づくり」は幅の広い言葉なので、個を支える→福祉コミュニティ→福祉以外との連携の順で伝える。
- 2 専門機関間連携と本人を取り巻く関係者との関係づくりが同時並行で進められる例を紹介
- 3 結果として、利用者が自信を深めていける環境づくりが「地域づくり」となっていくことを伝える

2-(1) 地域づくりの3つの方向性

① まちづくりにつながる地域づくり

地域の産業や文化、地方創生との連携
福祉分野以外との連携と基盤構築

② 福祉コミュニティとしての地域づくり

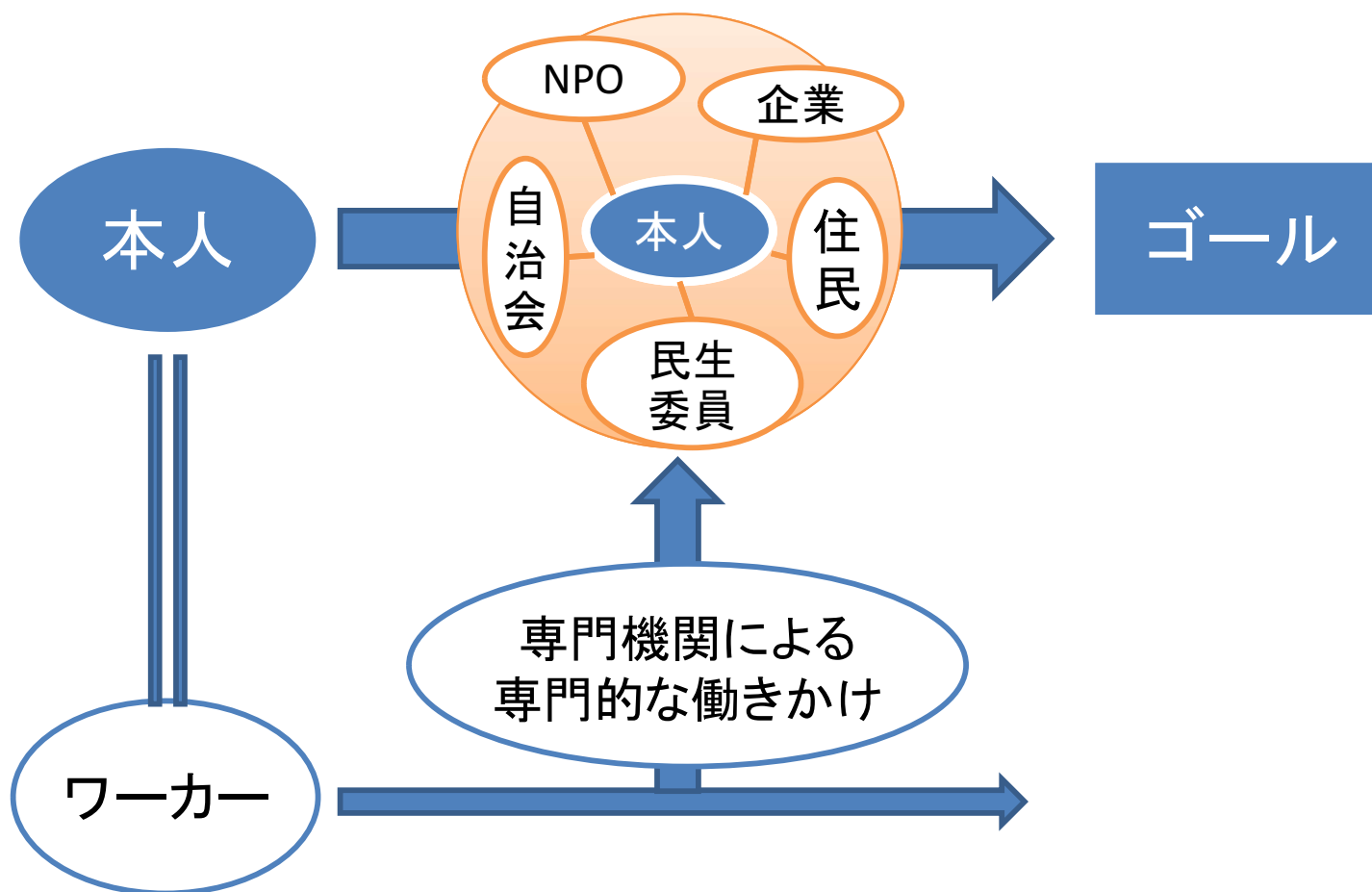
福祉関係者のネットワーク
対人援助の多職種連携

③ 個を支えることができる地域づくり

近隣のソーシャルサポートネットワーク
見守り、生活支援、居場所づくり

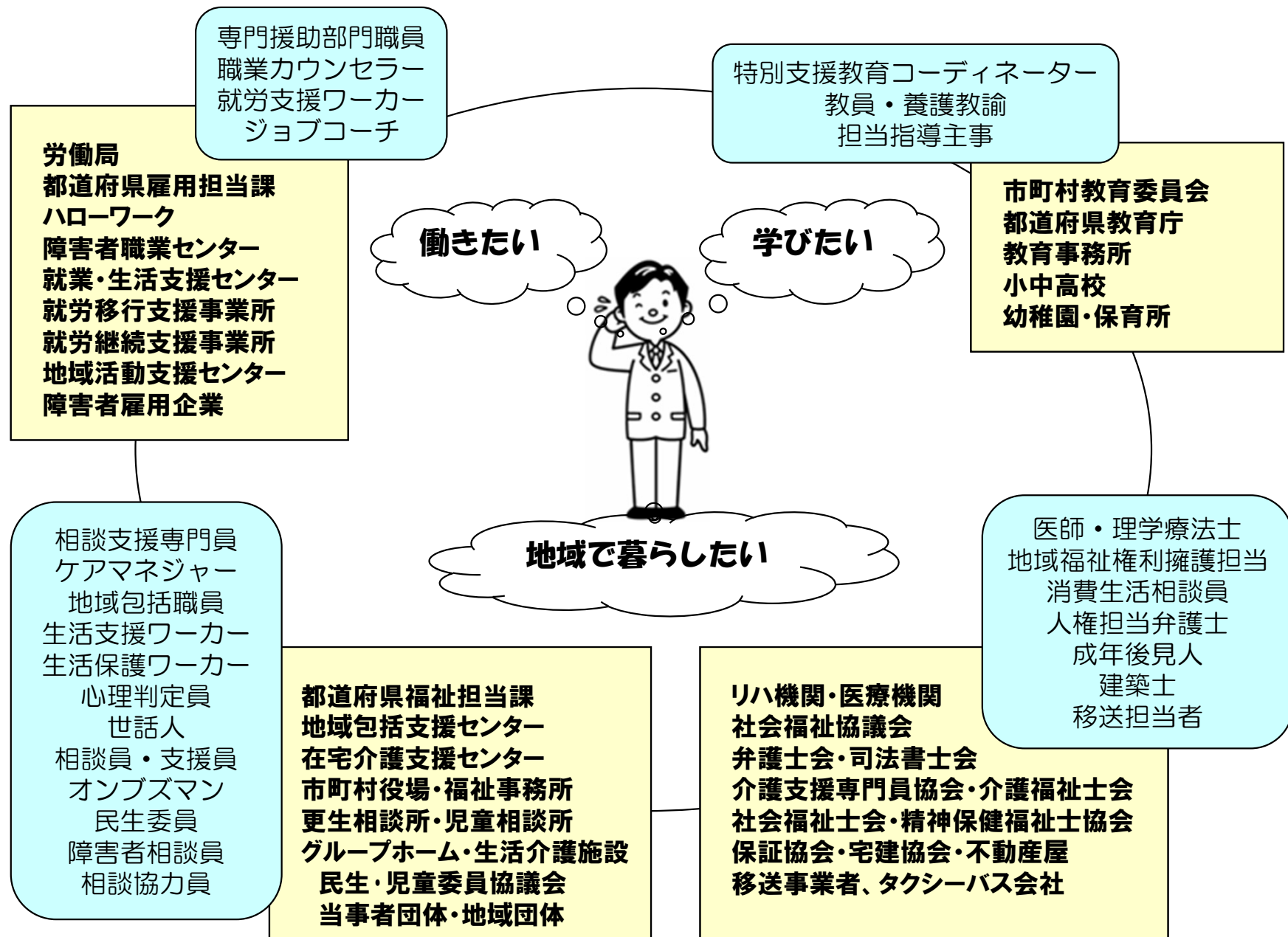
地域力強化検討会「中間とりまとめ」(2016年12月26日)

2-(2)-① 地域(関係)を活かした支援方法



原田正樹「地域福祉援助をつかむ」有斐閣2012 P53
を一部改編

2-(2)-② 関係機関と専門職の例



2-(2)-③ 本人に関わっている様々な人たち

- ① 民生委員協議会、自治会、PTA等の**地域組織**
- ② 障がい者、高齢者等の**福祉・当事者団体**
- ③ 小中高等学校、専門学校、大学等の**教育機関**
- ④ 商店街、商工会、農協、漁協、工業会、銀行、郵便局等の**企業・金融・経済団体**
- ⑤ 弁護士会、司法書士会、社労士等の**法曹関係団体**
- ⑥ 医師会、社会福祉士会等の**福祉医療専門職団体**
- ⑦ 芸術、文化、工芸等の特殊技術を持った**職能団体・個人**
- ⑧ 助成金交付、物的人的支援を行う**公益団体**
- ⑨ 新たに福祉向上を目的として結成された**NPO・個人**
- ⑩ その他問題**解決に役立つメンバー**

既存組織の得意技と課題を知り、その仕掛け人とネットする!!

相手の課題を自分の課題とする

相手の組織にも必ず改善者がいる

2-(3) 「地域」づくりとは何か

権利条約の理念を実現すること

①意思決定支援が徹底され、②支援のアクセス方法が確立され、③本人が主体となって地域生活が継続性できる



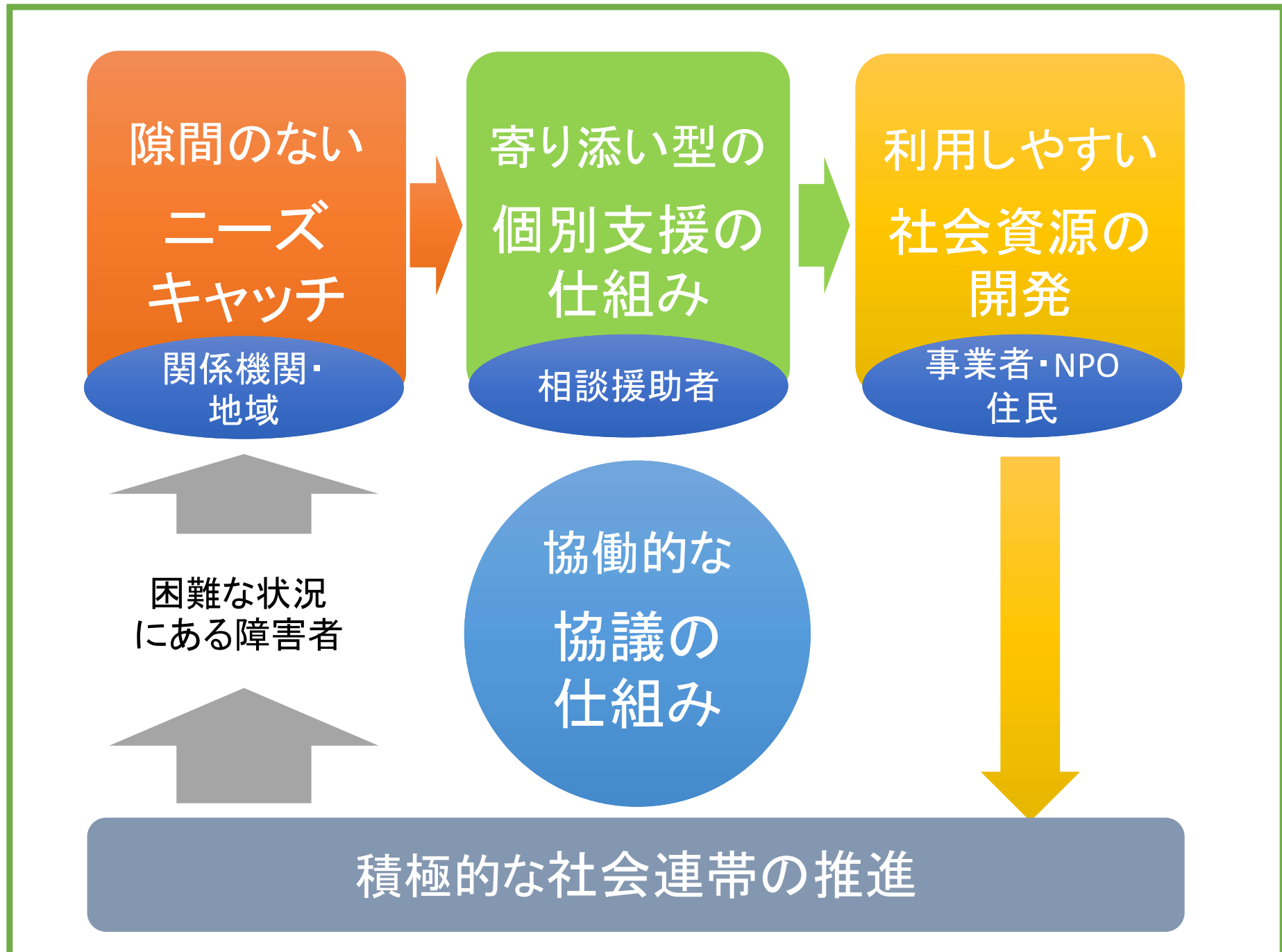
1. どんな人、どんな状況であっても見放さない
→包括的相談支援体制の構築
2. 専門職・地域住民等を含めた連携・連帯
→住民が主体的に地域課題に関わる文化醸成

3 「地域づくり」に求められる仕組み

ポイント

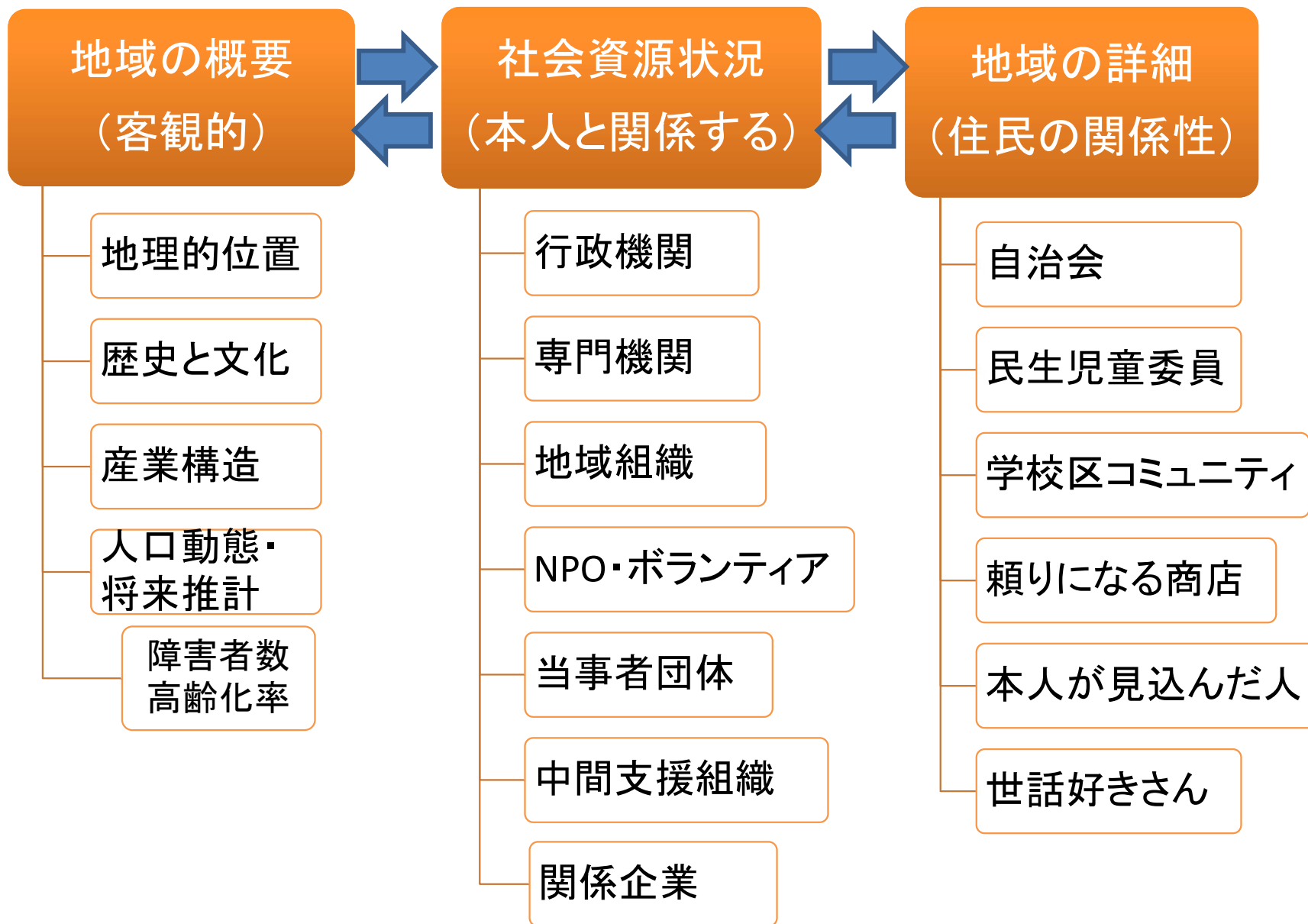
- 1 包括的相談支援体制をつくるために必要な仕組みについて共通理解をしておく**
- 2 仕組みそれぞれについて実例を挙げながら説明を行うが、寄り添い支援の仕組みは後のジェネラリストソーシャルワークの説明に譲る**
- 3 社会連帯の推進については、コンフリクトや差別意識と対抗した実情の周知や交流促進を例に話し、ソーシャルインクルージョンに繋がる目標であると説明する**

3-(1) 地域づくりに必要な5つの仕組み



3-(2)-① 隙間のない地域アセスメントの方法

既存データ⇔周辺の状態⇔地域内部



3-(2)-② 利用者中心のアセスメント

本人の目線で地域の資源や可能性を見つける

地域の
関わり

- 【1】本人が参加・所属している地域組織または参加したがっている組織について
- 【2】本人の交友相手〈友達〉について
- 【3】本人が所属している当事者組織について
- 【4】本人に(福祉的に)関わっている人や組織・企業〈商店〉・隣人について
- 【5】本人が見込んでいる相手〈相談に乗ってくれたり、困った時助けてくれる人〉
行きつけの商店・診療所の医師・隣人について

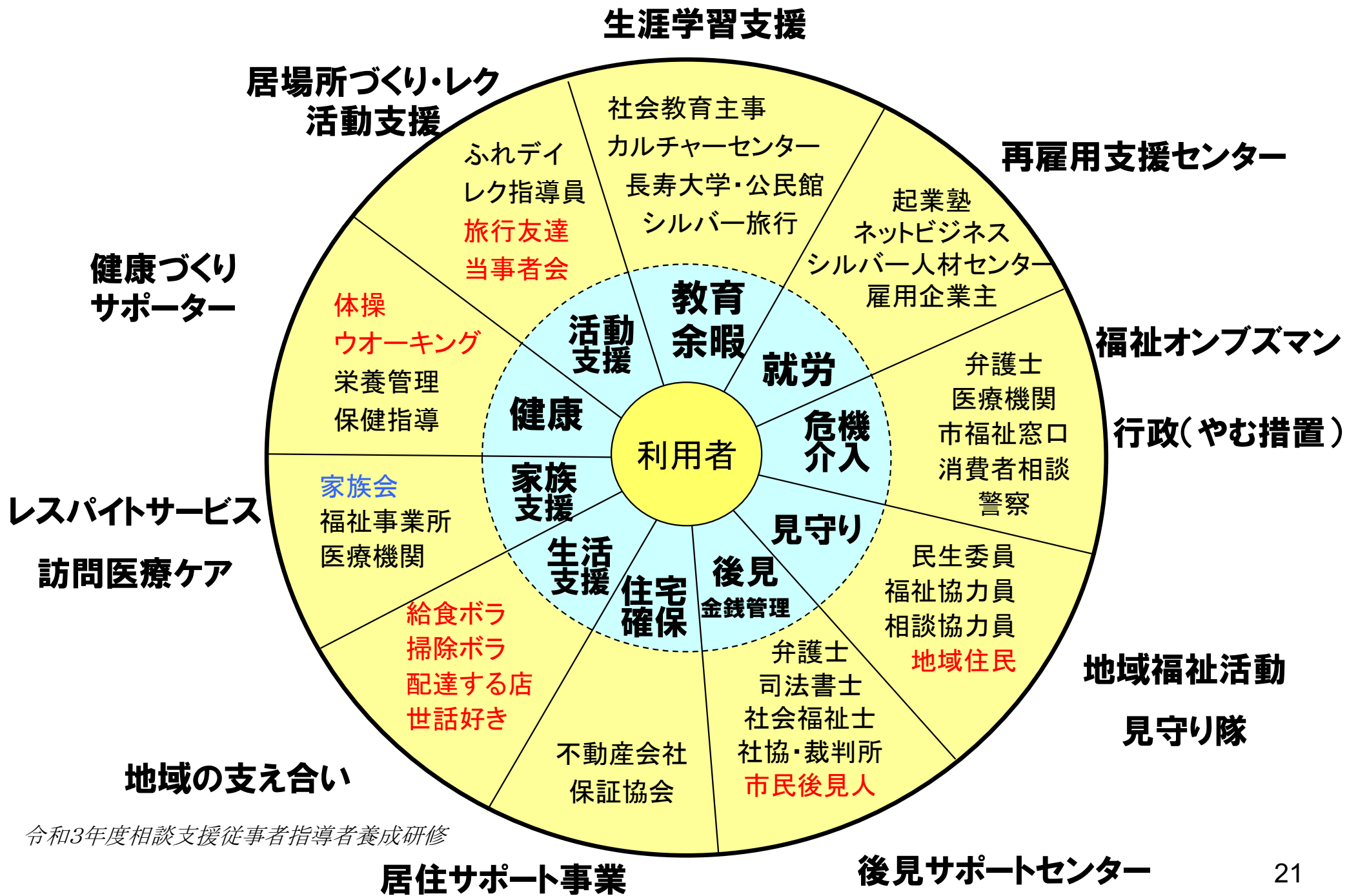
頼り
になる
資源

- 【6】本人の親族で、利用者が頼みにしている相手について
- 【7】本人の〈これから戻る〉近隣は、利用者にとっていい近隣か。
- 【8】本人の周囲で、活用できそうな福祉資源はあるか。
- 【9】本人にとって「隠れた資源」となっているもの〈利用者を元気にさせているもの〉
について

本人の
パワー

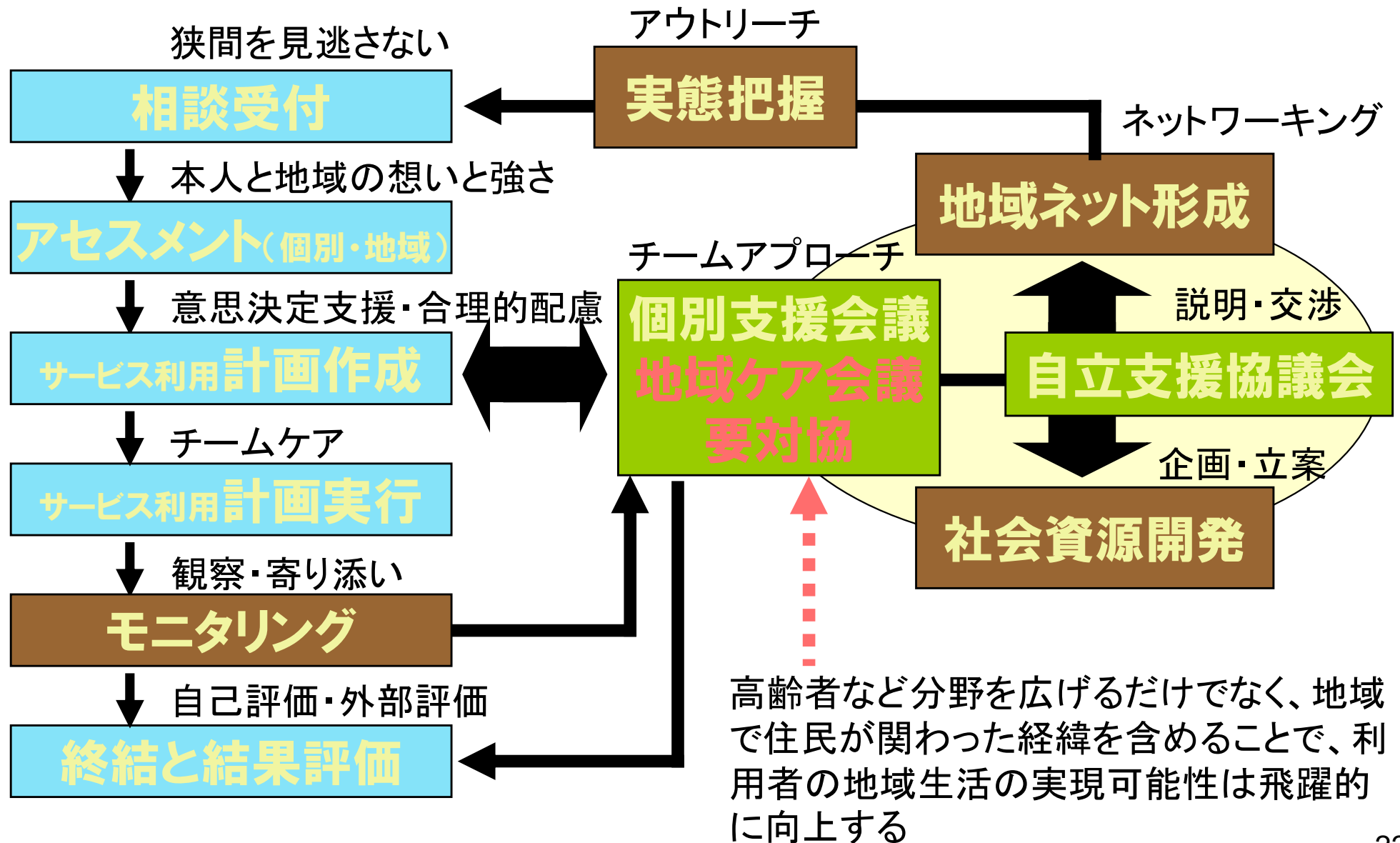
- 【10】本人は地域に対して、どんな資源性を有しているか。
- 【11】本人にとっての資源同士のネットワークの状況はどうか。
- 【12】本人の自宅〈居住場所〉は、
- 【13】本人のセルフケアマネジメント能力〈自分の状態を正確に把握・ハンディの中身も客観的に把握・その克服策の工夫・必要な資源を発掘・活用する資質等〉の
評価をしてみよう。

3-(3) どこでも必要な社会資源



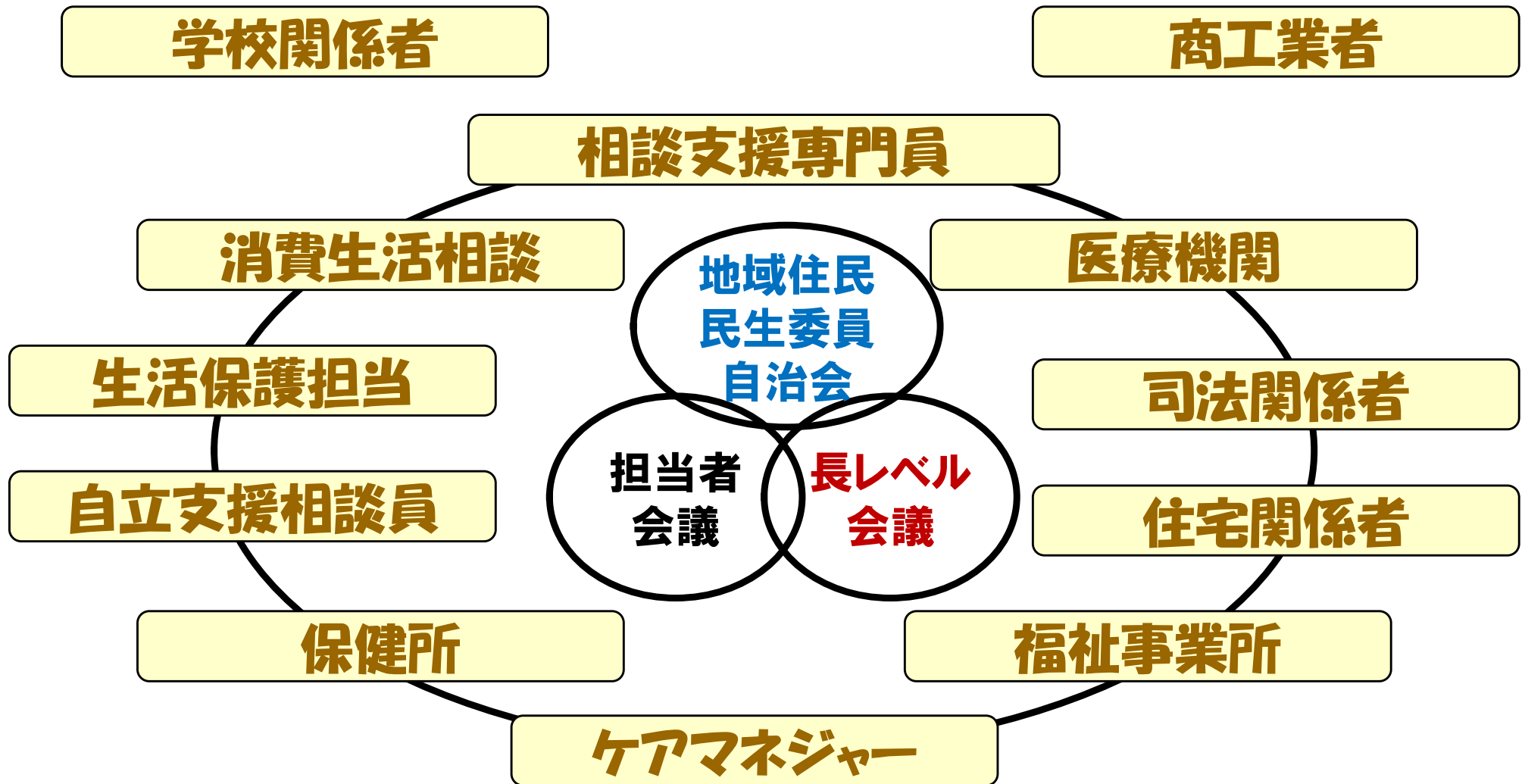
3-(4) 協働的な協議の仕組み

(地域の相談支援体制の強化・発展)



高齢者など分野を広げるだけでなく、地域で住民が関わった経緯を含めることで、利用者の地域生活の実現可能性は飛躍的に向上する

3-(5)-① 地域を巻き込んだ支援会議



3-(5)-② 支援会議の注意点

- (1) 利用者主体であることを忘れず、地域住民や支援にあたる職員が勝手にさまざまな提案をしないように、利用者に確認しながら議事を進めること
- (2) 利用者も住民も同じ地域の生活者であるので、お互いにできることあるいは役立つことを出し合うこと
- (3) 地域や住民にある流儀に沿って、住民の普段の生活の流れのなかに利用者が居心地よく入れるよう注意を払うこと
- (4) 住民から発せられる課題提起を支え合いの改善の機会として、逆に利用者の参画の可能性を検討すること
- (5) 福祉サービスの事業所や専門機関は、ソーシャルサポート・ネットワークを後から支えることに徹し、むやみに介入しないこと

ソーシャル・インクルージョン (Social inclusion)

3-(6) ソーシャルワークの実践の価値

- **根本的価値**

個人の尊厳、人権、社会正義、民主主義、平和



- **中核的価値**

主体性、自己実現、権利擁護、エンパワメント、
ノーマライゼーション、**インクルージョン**



- **手段的価値**

変化の可能性、パワーの存在、自己決定、
参加参画、協働、連携

東洋大学福祉社会開発研究センター編「社会を変えるソーシャルワーク」ミネルヴァ書房 P

64

4 ジェネラリスト・ソーシャルワークの意義

ポイント

- 1 ジェネラリスト・ソーシャルワークは地域を基盤としたソーシャルワークの基礎理論である。
- 2 多くのスキルがないと対応が難しいと感じられるが知識や技術を広く浅く身に付けておくことで活動に厚みがでることを伝える。
- 3 岩間による8つの機能は具体例を入れて説明が必要である。令和元年度資料にある島村による4つの機能で説明してもよい。

4-(1) ジェネラリストソーシャルワークの特質

- ① 個と地域との一体的な支援
- ② 環境との相互作用で人間を捉える観点
- ③ 支援過程における本人の主体的参画
- ④ ストレングス視点による問題解決アプローチ
- ⑤ マルチパーソンクライアント & 援助システム

岩間伸之ほか「地域を基盤としたソーシャルワーク」中央法規2019

4-(2) ソーシャルワーカーの役割

アウトリーチ (outreach)

専門的支援が必要だと考えられる人に支援の存在を知らしめる

アセスメント (assessment)

個人、家族、組織、地域のアセスメントを行う

イネーブラ (enabler)

問題解決に向けてクライアントシステムを支え、励まし、アドバイスする

仲介者 (broker)

クライアントシステムが必要とする社会資源につなげる

ケースマネージャー (case manager)

クライアントに代わって、複数の事業者等によって提供されている必要なサービス等を調整する

教育者 (educator)

ターゲットシステムに情報提供し、教育する

調停者 (mediator)

対立するミクロ、メゾ、マクロシステム内、間の争いや意見の相違を解決する

アドボケート (advocate)

公正な役割やニーズの充足を実現するために、クライアントの代弁や権利を擁護する

つなぎ役 (linkage)

人々や組織とをつなぐ

オーガナイザー (organizer)

ある機能を果たすために、人々や集団を組織化する

ファシリテーター (facilitator)

複数の人々の相互作用を促進する

プランナー (planner)

目標の設定及びプログラム等の計画を策定する

マネージャー (manager)

活動や組織の管理を行う

調査者 (researcher)

実態等を調査するとともに、事業や実践の効果を評価する

スポークスパーソン (spokesperson)

発信する

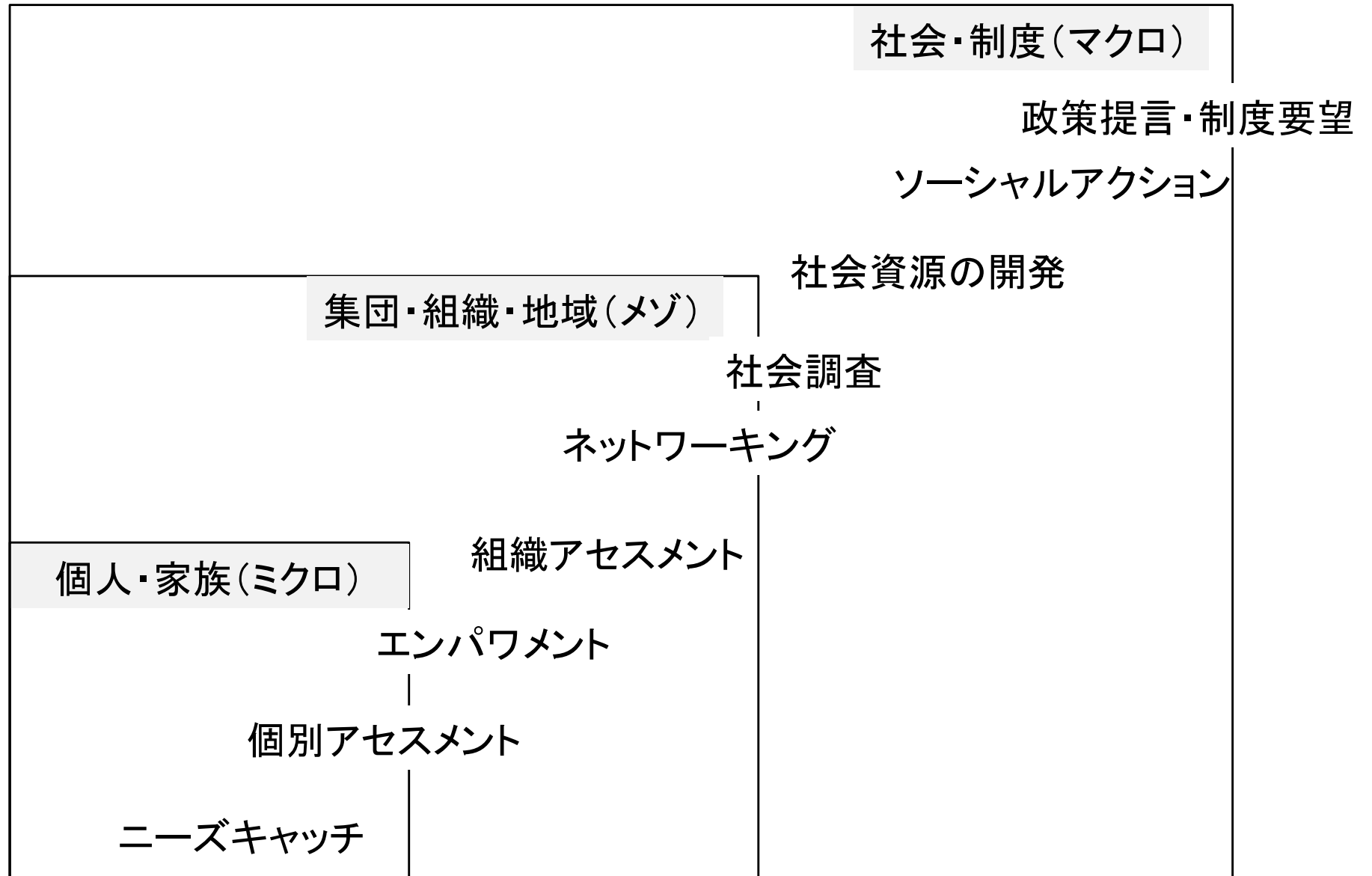
コンサルタント (consultant)

専門的なアドバイスや提案などを行う

アクティビスト (activist)

社会変革に向けてソーシャルアクションを行う

4-(3)-① ソーシャルワークの介入領域と 援助技術の例



出所:長野県社会福祉協議会(2019)『地域共生・信州 創刊号』

4-(3)-② ミクロ、メゾ、マクロの支援展開

ミクロ: 利用者の個別課題の解決

メゾ: 利用者を取り巻く地域との関係づくり

マクロ: 組織的なかかわりや政策的な反映

※同時並行で動いていくものだ理解する

※多くの人に関わらないと前進しない事案を一人で抱え込まないことが大切

4-(4)-① 地域を基盤としたソーシャルワークの 8つの機能

1. 広範なニーズへの対応
制度の狭間に対応する

2. 本人の解決能力の向上
本人の抱える課題を中心

3. 連携と協働
多職種連携と住民の協働

4. 個と地域の一体的支援
住民とともに取り組んでいく

5. 予防的支援
福祉教育と専門職の学び

6. 支援困難事例への対応
省察的実践家としての信頼関係

7. 権利擁護活動
地域特有の資源や強さ、回復力・復元力を重視

8. ソーシャルアクション
政策を動かし施策に反映

出所：岩間伸之・原田正樹「地域福祉援助をつかむ」有斐閣2012年

4-(4)-② 困難事例の特徴と対応

- 制度や支援に繋がりにくい
→ 寄り添い型の支援と強固な支援ネットワーク
- 家族にも多くの問題がある
→ 家族全体を観たアセスメントと多職種協働
- 地域から敬遠されている
→ 支援の見える化と本人と住民との接点づくり
- 社会資源が見当たらない
→ 住民との関わりづくりから小さな支援の輪へ

5 多職種協働が必要となる理由

ポイント

- 1 地域援助技術と多職種協働がセットであることを伝える
- 2 チームアプローチとの概念の違いを改めて確認しておくこと(令和元年度現任研修講義3を参照)
- 3 多職種が一緒に動く価値を感じ、かつ実際に力を引き出すために会議の動かし方が重要となる

5-(1) 多職種であること チームアプローチからみた観点

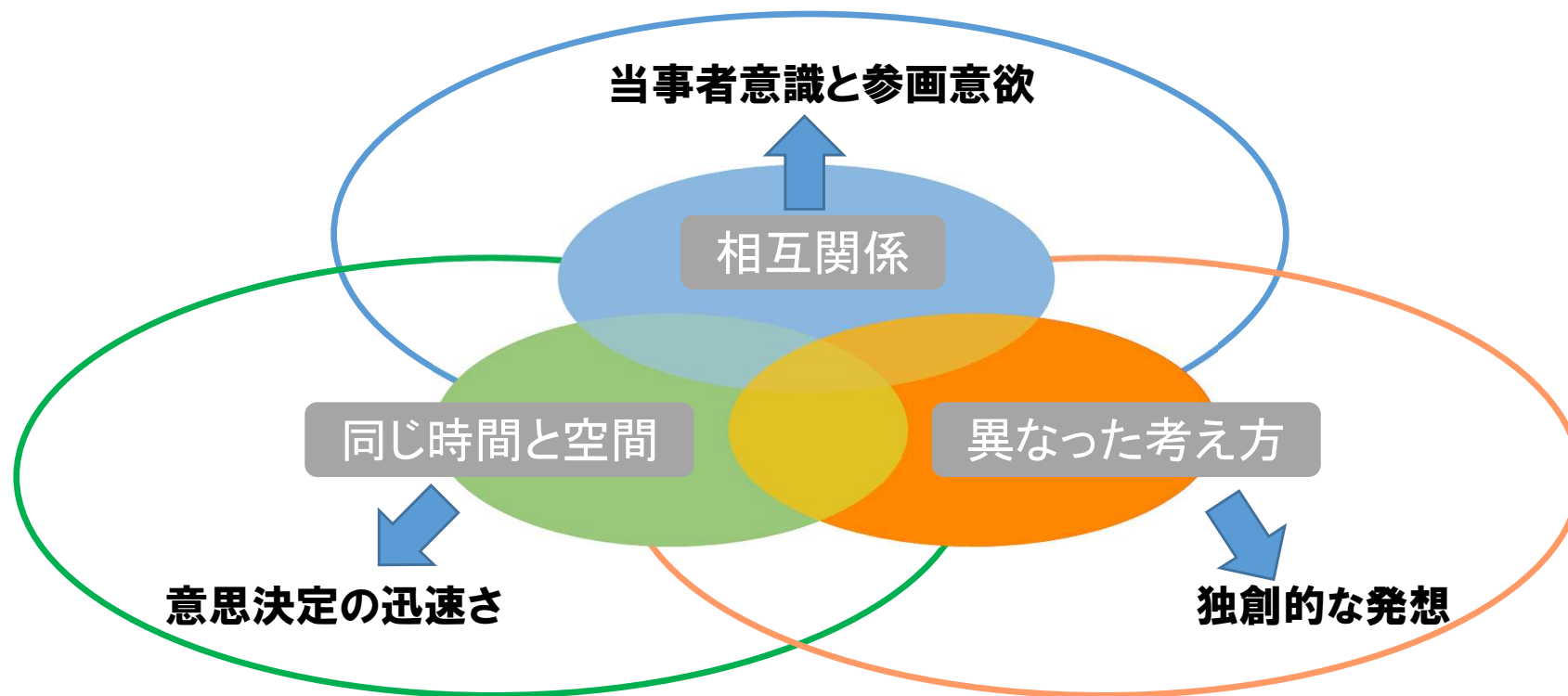
- ① 同一組織⇔他組織
 - ② 同一職種⇔他の職種
 - ③ 同一分野⇔他の分野
 - ④ 同一クラスター⇔複数クラスター
 - ⑤ 専門職のみ⇔非専門職含む
- ・地域支援は他職種であり多分野かつ非専門職も加わったチーム
 - ・そこから「協働」を生み出すには関係づくりに多くの時間と手間がかかる

5-(2) 協働であること 態様から見た観点

レベル	内容
第1 段階 Linkage (リンケージ)連結	結合、連鎖、連携、つながり
第2 段階 Coordination (コーディネーション)調整	同等(にする)、調整(すること)
第3 段階 Cooperation (コーオペレイション)連携	協力、協働、提携、協調性、援助
第4 段階 Collaboration (コラボレーション)協働	協力、協働、援助、共同研究、共同制作

- ・協働は相手の立場や状況を踏まえて相手のために動ける状態
- ・この先に統合(integration)があり、完全な組織統合となる

5-(3) チームの意味を活かすこと 会議の持ち方が左右する



野中猛ほか(2014)「多職種連携のアート」中央法規

ファシリテーションやプレゼンテーションといった力量で会議を上記の場とする能力が問われている

6 地域共生社会と地域援助技術

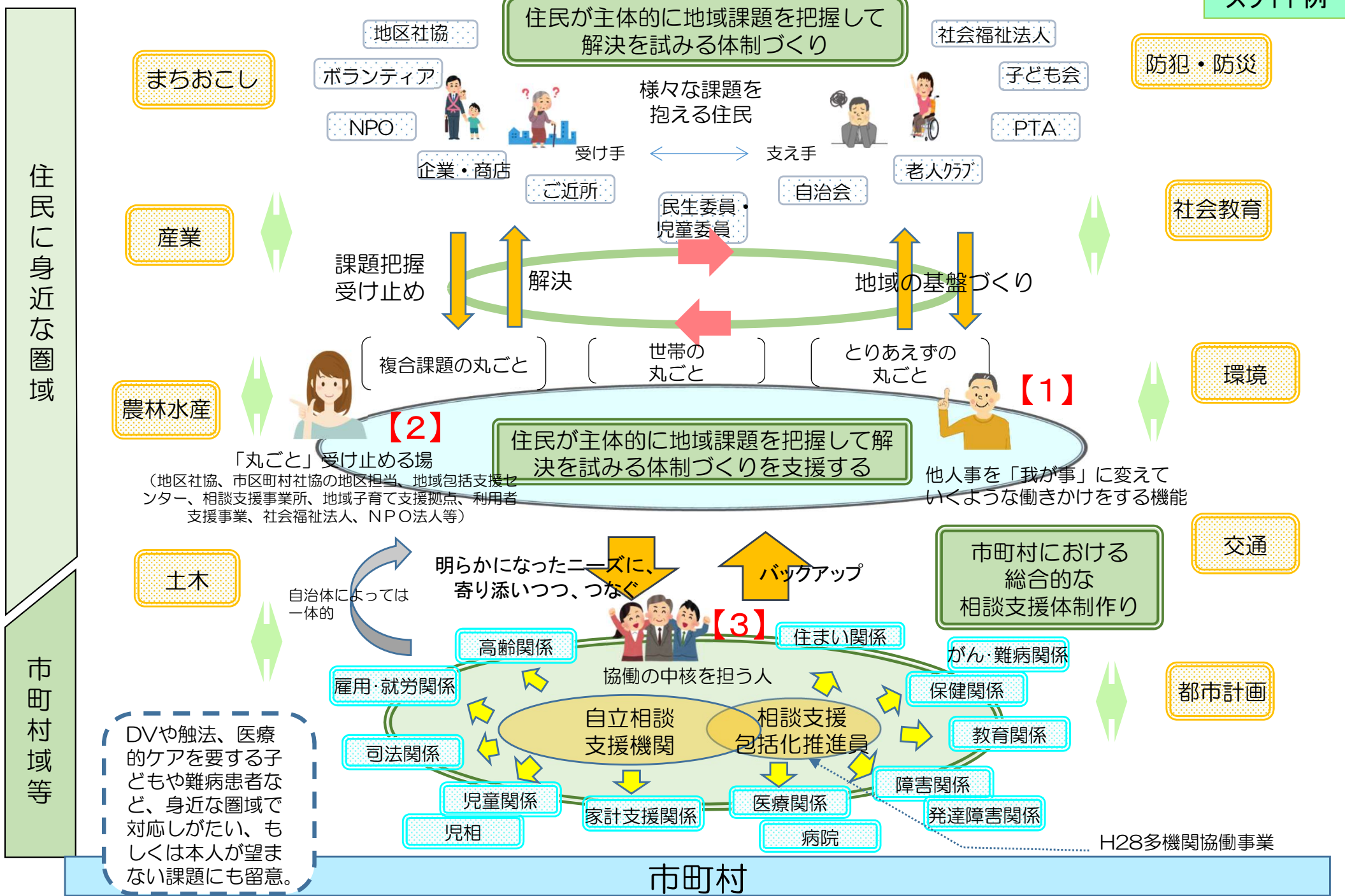
ポイント

- 1 地域共生社会の方向性をみて、それがジェネラリストソーシャルワークの機能と重なっていることを確認する
- 2 まとめに代えて、振り返って補足を行う

6-(1) 地域共生社会の5つの方向性

- ①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦〈**共生文化**〉
- ②アウトリーチ可能な重層的なセーフティネットの構築〈**予防的福祉の推進**〉
- ③専門職のみならず、すべての地域の構成員が参加・協働する段階へ〈**多職種連携と住民の協働**〉
- ④福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない参加の場、働く場の創造〈**多様な場の創造**〉
- ⑤包括的な支援体制の整備〈**包括的支援体制**〉

* 地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)を改編



おわりに

参考文献

実務者向けの解説があるものを選んでいきます

原田正樹ほか「地域福祉を援助を掴む」有斐閣2012

中島修・菱沼幹男編「コミュニティソーシャルワークの理論と実践」中央法規2015

日本社会福祉士会「地域共生社会に向けたソーシャルワーク」中央法規2018

岩間伸之ほか「地域を基盤としたソーシャルワーク」中央法規2019

野中猛ほか「多職種連携の技術」中央法規2014